

日本学術会議の会員任命に関し、政府に対し理由の説明及び
是正措置等を求める会長声明

- 1 本年10月1日、日本学術会議が新会員として推薦した105名のうち6名が総理大臣によって任命拒否されたことが判明した。

任命拒否された6名の中には、政府提出にかかる法案や政策に反対の意見を示したことがある者が含まれている。そのため、政府が政府方針と異なる科学者を敢えて排除したとの憶測も流れているところである。

- 2 日本学術会議は「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」（日本学術会議法前文）として1949年1月設置された日本学術会議法に基づく諮問、勸告機関である。

日本学術会議は、独立して科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、科学に関する研究の連絡を図り、その能率の向上を図ることを職務とし（同法3条）、専門科学者の検討を要する重要施策などについての政府の諮問に応える（同法4条）ほか、科学の振興及び技術の発達に関する方策、科学に関する研究成果の活用に関する方策等について政府に勸告を行うものとされている（同法5条）。

諮問・勸告機関であることから、日本学術会議は、内閣総理大臣の所管ではあるが政府から独立し、学術的見地から活動することが求められている。

- 3 同会議の会員は210名、任期は6年で3年ごとに半数を改選することとなっており、委員は、同会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命することが定められている（同法7条2項）。

この、「推薦に基づく内閣総理大臣の任命」について、1983年5月12日の国会審議（第98回国会 参議院 文教委員会 第8号）では、野党が「政府からの独立性が失われるのでは」と懸念を指摘したのに対し、ときの政府担当者は「任命行為は形式的なものに過ぎず、実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということは考えていない」旨を答弁している。また、同年5月10日の国会審議（第98回国会 参議院 文教委員会 第7号）においても、当時の国務大臣（総理府総務長官）が形式的任命であることを言明している。

つまり、従来からの法解釈に照らせば、同会議が任命した委員を総理大臣が任命拒否することは予定されていないのであり、今回の事態は違法の疑いがある。

4 この点、同会議のみならず国内の諸団体及び市民から、政府に対し、任命拒否の理由説明を求める声があがっているが、政府からは未だ納得のいく説明はなされていない。

5 科学者が政府におもねることなく研究を行い、忌憚なく意見を述べることで、科学の発展に寄与し、我が国の文化国家としての発展につながる。政府が日本学術会議の人事に介入し、ときの政権に都合の良い者しか加入を認めないとすれば、科学者の間に萎縮が生じ、健全な科学の発展は損なわれることとなろう。そして、ひいては客観的な科学に裏打ちされた政策運営がされないこととなり、国民全体に取り返しのつかない損害をもたらすこととなる。戦前には滝川事件、天皇機関説事件など、政府が科学者を弾圧し、政府方針と異なる思想・学問を探究する科学者を排除する事件があり、戦争への流れが加速することとなった。戦時下には科学者が戦争協力を行い、効率的な殺戮方法を科学者が探究することともなった。日本学術会議が政府から独立して職務を行うものとされているのには、このような歴史の過ちを繰り返さないためでもある。

このことに鑑みれば、政府が従来法の法解釈を変更してまで任命拒否をするのであれば、その理由を十分に説明する責任がある。説明をしないのであれば、憲法の定める学問の自由に対する侵害であるとの誹りを免れないであろう。

6 当会は、学問の自由への侵害に対する懸念から、政府に対し、日本学術会議の推薦した会員6名の任命拒否の理由を明確かつ十分に説明することを求めるとともに、日本学術会議による推薦を尊重すべく速やかなる是正措置を求める。

以 上

2020年10月19日

佐賀県弁護士会

会長 富 永 洋 一